

昭和学院短期大学学校図書館司書教諭講座規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 25 年 3 月 7 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学則第 53 条の規定により、本学における学校図書館司書教諭講座の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この講座は、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するために実施する講座で、学校図書館司書教諭講習規程(昭和 29 年文部省令第 21 号)に従って行うものである。

(修了証申請)

第 3 条 本学学校図書館司書教諭講座において申請できる修了証の種類は、次のとおりとする。

学校図書館司書教諭講習修了証

(受講資格)

第 4 条 本講座を受講できる者は、本学人間生活学科生活クリエイション専攻に在籍し、かつ中学校教諭免許状(家庭)を取得するべく教職課程を履修している者とする。

2 科目等履修生の制度によって本講座を履修することは、これを妨げない。その場合の受講資格としては、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の免許状を有する者、または大学の上記の課程に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者とする。

(学校図書館司書教諭資格に関する授業科目及び単位)

第 5 条 本講座の授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

授業科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
学習指導と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
情報メディアの活用	2

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

平成 25 年 4 月 1 日より施行する。